

（下線部分は改正箇所）

改正後	現行						
<p>（水質の基準及び検査方法）</p> <p>第7条 条例第6条第5号クの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="271 671 1106 1077"> <tr> <td data-bbox="271 671 526 906"> 大腸菌（原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水に係るもの</u>） （略） レジオネラ属菌 </td> <td data-bbox="530 671 808 1077"> 検出されないこと。 （略） （略） </td> <td data-bbox="813 671 1106 1077"> 特定酵素基質培地法 （略） ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 </td> </tr> </table> <p>2 条例第6条第5号セの規則で定める水質検査は、前項の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。</p>	大腸菌（原湯、原水、 <u>上がり用湯及び上がり用水に係るもの</u> ） （略） レジオネラ属菌	検出されないこと。 （略） （略）	特定酵素基質培地法 （略） ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	<p>（水質の基準及び検査方法）</p> <p>第7条 条例第6条第5号クの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 671 2002 1077"> <tr> <td data-bbox="1167 671 1422 906"> 大腸菌群（原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水に係るもの</u>） （略） レジオネラ属菌 </td> <td data-bbox="1426 671 1704 1077"> 50ミリリットル中に検出されないこと。 （略） （略） </td> <td data-bbox="1709 671 2002 1077"> 乳糖ブイヨンーブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 （略） 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 </td> </tr> </table> <p>2 条例第6条第5号スの規則で定める水質検査は、前項の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。</p>	大腸菌群（原湯、原水、 <u>上り用湯及び上り用水に係るもの</u> ） （略） レジオネラ属菌	50ミリリットル中に検出されないこと。 （略） （略）	乳糖ブイヨンーブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 （略） 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
大腸菌（原湯、原水、 <u>上がり用湯及び上がり用水に係るもの</u> ） （略） レジオネラ属菌	検出されないこと。 （略） （略）	特定酵素基質培地法 （略） ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法					
大腸菌群（原湯、原水、 <u>上り用湯及び上り用水に係るもの</u> ） （略） レジオネラ属菌	50ミリリットル中に検出されないこと。 （略） （略）	乳糖ブイヨンーブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 （略） 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法					